

別表第 2（第 7 条関係）

利用の調整に係る指数表

番号	事由	保護者の状況	細目	指数
1	就労	月 20 日以上就労	月 160 時間以上就労	20
			月 140 時間以上 160 時間未満就労	19
			月 120 時間以上 140 時間未満就労	18
			月 100 時間以上 120 時間未満就労	17
			月 80 時間以上 100 時間未満就労	16
			月 64 時間以上 80 時間未満就労	15
		月 16 日以上 20 日未満就労	月 120 時間以上就労	17
			月 100 時間以上 120 時間未満就労	16
			月 80 時間以上 100 時間未満就労	15
			月 64 時間以上 80 時間未満就労	14
		月 12 日以上 16 日未満就労	月 80 時間以上就労	14
			月 64 時間以上 80 時間未満就労	13
		月 12 日未満就労又は内職	月 64 時間以上就労	12
2	妊娠又は出産	出産予定日以前 8 週間に当たる日が属する月の初日から出産日後 8 週間を経過する日が属する月の末日まで		20
3	障害	疾病又は負傷	入院	22
			通院又は自宅療養	22
			常時寝たきり 精神性又は一般療養	18
		障害	身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 以上、精神障害者保健福祉手帳 1 級	22
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B の 1、精神障害者保健福祉手帳 2 級	20
			身体障害者手帳 4 級以下、療育手帳 B の 2、精神障害者保健福祉手帳 3 級	18
4	同居親族の常時介護又は看護	入院又は施設等の常時付添い		22
		床上安静を要する介護又は看護（要診断書）		18
		要介護 3 から 5 まで、身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳 A 以上、精神障害者保健福祉手帳 1 級である者の介護又は看護		18
		要介護 1、要介護 2、身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B の 1、精神障害者保健福祉手帳 2 級である者の介護又は看護		17
		身体障害者手帳 4 級以下、療育手帳 B の 2、精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている親族の介護又は看護		16
		上記以外の場合		14
5	災害復旧	地震、洪水、火災等の復旧		22
6	求職等	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。		10
7	就学又は職業訓練	就学又は職業訓練を受けている。		※ 1
8	児童虐待又は配偶者暴力	児童虐待若しくは配偶者暴力を行っている又は再び行われるおそれがある。		22
9	父母の不存在	死亡、離婚、未婚、離婚調停中の別居等		20
10	その他	番号 1 から 9 までに類する事由として市長が認めるもの。		10～22 ※ 2

※ 1 「7 就学又は職業訓練」は、就労の指数から 2 を減じた指数とする。

※ 2 「10 その他」は、番号 1 から 9 までの事由を準用して指数を算定する。

※ 3 保護者それぞれが該当する指数を合算して算定する。

優先利用の基準表

番号	事由	指数
1	申請児童が地域型保育事業（小規模保育事業等）の卒園児童であること	+30
2	保護者が保育士資格、幼稚園教諭免許又は看護師資格を有し、市内の保育所等又は幼稚園に月 64 時間以上就労していること	+30
3	ひとり親世帯（死亡、離婚、未婚、離婚調停中の別居等）であること	+8
4	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯であり、保護者の就労により自立が見込まれること	+8
5	生計中心者の失業により、保護者の就労の必要性が高いと認められること	+8
6	児童虐待又は配偶者暴力のおそれがある状態その他社会的養護（里親委託が行われている場合を含む。）が必要な状態にあること	+4
7	申請児童が障害を有しているが、集団保育が可能であること	+4
8	申請児童が入所希望月から 6 か月以上入所保留となっていること	+4
9	保護者の産後休暇又は育児休業が終了し、職場に復帰すること	+2
10	兄弟姉妹が既に入所している保育所等の入所を希望すること	+2
11	兄弟姉妹が同時に入所を希望していること	+2
12	申請児童が保護者の第 3 子以降の子どもであること	+2
13	同居の親族その他の者が 65 歳未満であること（就労、病気等により保育が困難な場合を除く。）	-4
14	保育所等に入所している児童が、転居又は転勤以外の理由で転園を希望すること	-4
15	市内の保育所等に入所している児童が、兄弟姉妹が既に入所している保育所等への転園を希望すること	+4
16	市外在住者であること（転入予定者を除く。）	-20
17	市外在住者の転入予定者であり、申請児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している又は利用していたこと	+2
18	同一世帯において、正当な理由がなく保育料又は副食費を滞納していること	-16
19	希望した保育所等の利用の内定に対し、正当な理由なく辞退したこと（当該年度内に限る）	-6
20	希望した保育所等の利用の内定に対し、正当な理由なく複数回辞退したこと（当該年度内に限る）	-10
21	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できること	-20
22	その他番号 1 から 21 までに類する事由として市長が認めるもの	※ 1

※ 1 「16 市外在住者であること（転入予定者を除く。）」は、番号 2 の事由が適用される申請児童には適用しない。

※ 2 「22 その他番号 1 から 21 までに類する事由として市長が認めるもの」は、番号 1 から 21 までの事由を準用して指数を算定する。

※ 3 利用の調整を行った結果、利用できる保育所等がなく入所保留となった場合は、当該申込みに係る入所希望年度内に限り、翌月以降の利用の調整の対象とする。ただし、申込みを取り下げた場合は、この限りでない。